



「訪問販売による屋根工事の点検商法」にご注意ください

Q. 昨日、自宅に突然、近所で屋根工事をしているという業者が来て、「お宅の屋根を見たら、浮いているところがある」と言われた。「無料で点検する」と言わされて了承し、業者が屋根に上がって写真を撮った。写真を見せられ「このままでは雨漏りする。早く修理したほうがいい」と言われ、心配になり200万円の屋根工事の契約をした。冷静になって考えると、とても高額だ。自宅は雨漏りしていないし、屋根は5年前に塗装工事をした。契約をやめることはできるか。

A. 近所で屋根工事をしていると言って、突然業者が来訪し点検後、高

額な契約を勧められたといったトラブルが増えています。「無料で点検する」と言われても、安易に応じないようにしましょう。点検後に写真を見せられ不安をあおるようなことを言われても、その場で契約せず、複数の専門業者から見積もりを取り、屋根の状態を確認するようにしましょう。また「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と言われるケースもあり、注意が必要です。

訪問販売で契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフは書面で業者に通知する必要がありますので、消費者センターに相談してください。

《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン☎188